



## 令和初の成人式

### 主な内容

成人おめでとうございます	2・3
消防出初式	4
新区長が決まりました	4
下水道使用料改定	6・7
税の申告が始まります	9~14
がんばれ! 美し国三重市町対抗駅伝	15



木曾岬町の人口と世帯数 1月1日現在

人口	6,257人	(前月比+15)
男	3,190人	(前月比+4)
女	3,067人	(前月比+11)
世帯数	2,511世帯	(前月比+20)

# 祝成人

## おめでどいづいづいあります



1月11日(土)木曾岬町民ホールにおいて、令和初めての成人式が開催されました。

今年、平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの町内在住者および町内出身者86名が対象で、60名の方が出席されました。

式典では、加藤町長をはじめ多数の来賓の皆さまからご祝辞を頂きました。

また恩師の方からのお祝いのメッセージでは、思い出話になると、皆さんにこやかな笑顔で満ち溢れていました。

式の最後には、新成人を代表して、廣海 亮さんが謝辞を述べ、成人式を迎えたことへの感謝の気持ちと、大人としての自覚と責任を持った人生を歩んでいくことを誓いました。

その後、実行委員会が企画したアトラクションでは、恩師の先生を交えて抽選会が行われ、当選番号が呼ばれる度に、会場は大いに盛り上がりつつありました。

また、成人式に先立ち、昨年の12月1日(日)には、成人式実行委員と町長、町議会議長、教育長とが、木曾岬町の将来について意見を交わす「新成人の集い」が開催されました。

新成人の方からは「これから迎える超高齢化社会・少子化問題について町ではどのような対策を考えているのか。」「木曾岬町の特徴についてもっとPRした方がよいのではないか。」「などの質問や意見が出され、将来の木曾岬町について考える良い機会となりました。



# 謝 辞

初春の光さやけし本日、私たちは成人の日を迎えることができました。

大人の仲間入りを果たす私たちのために、このような厳かな式を催してくださったこと、そしてご来賓の方々から、お祝いのお言葉を頂いたこと、新成人を代表して、心から御礼申し上げます。

また、私たちを社会の一員になるまで立派に育ててくださった、家族や先生方、そして地域の皆さまにも深く感謝いたします。

今までの二〇年を振り返ると、決して平坦な道ではなかったと感じます。様々な選択肢がありました。失敗をすることも多かったですが、周りの方々の支えでここまで歩むことができました。これから社会に出ていくと、選択肢は増えていきます。周りの支えも無くなっていき、選択はより困難になっていきます。それでも失敗を恐れることなく、すべての選択に自らの意思と責任を持ち、後悔はなかったと言えるような人生を歩んでいくことをここに誓います。

今年度より、元号が平成から令和へと変わりました。令和には、春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいとの願いが込められています。そのような願いの通り、私たちは令和を生きる一員として羽ばたいていきます。

令和二年一月十一日

新成人代表 廣海 亮



## 成人式実行委員コメント



廣海 亮

成人したということを自覚し、それに相応しい行動を取れるようになりたいです。

そのために、目の前の課題を一つずつ確実にこなしていき、大人として成長したいと思います。

周りの方々の支えへの感謝の気持ちを忘れず、生きていきます。



花井 瑛絵

たくさんの人に支えていただいていることに感謝して、これからもより一層努力していきたいと思っています。



柳澤 斗紀

今まで支えて頂いた家族や友人、先生方にとっても感謝しています。

これからも、自分の思う理想の将来像に近づけるように、色々な事を経験して学んでいきたいです。



伊藤 快人

成人になった意識を持って何事にも挑戦していき、人としても成長して行って、誰かの見本となれるような大人になりたいと思います。



福岡 由芽

成人式という大きな人生の通過点を迎えることができたのは、時に厳しく、時に優しく見守り、支えてくれた多くの方々のおかげです。

これからは、一成人として、自覚と責任を持ち、自分たちが受けた恩を社会に貢献できるよう努めていきたいと思っています。



小島 大和

様々な方にお祝いの言葉をいただき、うれしかったです。

皆さんの期待を裏切らないよう、自覚をもった行動を意識して生活を送っていきます。



稲田 菜月

成人式で同級生のみんなと会えてすごく楽しかったです。

これからも将来の夢を叶えるために頑張ります。



道浦 稜矢

みんな相変わらず元気そうでよかったです。

実行委員の皆さま、当日の式典等の運営お疲れさまでした。

## 令和2年消防出初式

1月12日(日)小学校校庭において、令和2年の新春を飾る恒例の消防出初式が盛大に挙行されました。

当日は、団員及び消防車計9台の分列行進や表彰状授与などを行いました。町長の訓示後には、三重県知事、岡田克也衆議院議員、並びに三谷哲央三重県議会議員から祝辞を賜り、黒宮消防団長は答辞にて「大型台風等災害が多く発生する近年、消防団の役割はますます重要となってきます。我々消防団の任務を全うし、町民の生命財産を災害から守ります。」と新たな一年への意欲を力強く述べられました。

式を締めくくる一斉放水では、長島木曾岬分署のハシゴ車と町消防団のポンプ車5台から空高く放水して、鮮やかな5色の水しぶきが消防活動の1年の始まりを告げました。

なお、表彰されました分団及び団員の皆様は左記のとおりです。(敬称略)



### ◆木曾岬町長表彰

優良分団表彰 第3分団  
優良団員表彰  
第3分団分団長 富田 大介  
第4分団分団長 浅井 耕司  
第5分団分団長 加藤 真悟

### ◆三重県消防協会長表彰

精勤章  
第3分団団員 穂 辰 浩  
表彰徽章  
第5分団分団長 加藤 真悟  
第4分団分団長 浅井 耕司  
第4分団副分団長 竹内 師与  
第5分団副分団長 酒井 裕馬  
第4分団班長 鷺野 英之  
第3分団班長 服部 彰宏  
第1分団班長 服部 達哉  
第2分団団員 諸戸 良太  
第1分団団員 三宅 真也  
第5分団団員 伊藤 翼

### ◆三重県消防協会北勢支会長表彰

第1分団分団長 平野 守章  
第1分団副分団長 中村 圭太  
第3分団班長 近藤 僚  
第3分団班長 服部 有哉  
第1分団班長 諸戸 大志  
第3分団班長 山田 大希  
第4分団団員 能森 大輔  
第1分団団員 山口 泰範

## 令和2年 区長会の役員が決まりました

1月19日(日)午前9時より、ふるさと創生ホールにおいて第1回の区長会が開催され、令和2年区長会長、副会長及び各支部の役員が決定しましたので、お知らせします。

当日は、今後の行事報告や各協議事項等について意見交換を行いました。区長の皆様には、これから一年間、住みよい町づくりのために行政と地域のパイプ役をお願いします。

- 会長(1支部役員) 加藤 敏行
- 副会長(5支部役員) 丹村 正章
- 2支部役員 甲地 誠巨
- 3A支部役員 太田 秀光
- 3B支部役員 出来 誠
- 4支部役員 花井 秀男

### 令和2年 区長紹介(敬称略)

新加路戸・上加路戸 中加路戸・大新田	西川 幸男
外平喜	花井 正典
近江島	伊藤 正人
西対海地	生川 久倫
田代	甲地 誠巨
脇付	黒宮 一郎
脇付(脇付住宅)	大平 修
雁ヶ地	若松 正和
雁ヶ地(田代住宅)	矢崎 辰男
福崎	松山 和子
豊崎	伊藤 一男
上見入	植田 広和

東見入	加藤 敏行
下見入	伊藤 重夫
上和泉	太田 秀光
下和泉	山田 徳仁
富田子・かおるヶ丘	伊藤 幹男
川先	丹村 正章
中和泉	伊藤 義久
小和泉	服部 希玄
小林	佐藤 義博
西白鷺川	鎌田 直美
白鷺	岡田 正明
源緑	立石 貴士
下藤里	杉野 光義

上藤里	藤井 信行
松永	花井 秀男
栄	酒井 春夫
南栄	鬼頭 弘
新富田子	出来 誠
藤里台	間柄 文夫
辰高	墨 光明
中栄	和田 義之
東富田子	山中 親男
なぎさ台	今田 博
第2栄	鈴木 崇也



## 木曾岬町子ども・子育て支援 事業計画(案)に関する意見を募集します

木曾岬町では、平成26年度に地域における子ども・子育て支援の充実等を目的とした「木曾岬町子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)」が終了することにより、令和2年度以降の計画策定を進めております。この度、この計画(案)について皆様からご意見を募集したく、お知らせさせていただきます。

●意見募集期間／2月13日(木)～2月27日(木)

●意見募集対象者

- ・町内に在住し、勤務し、又は在学する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体
- ・町に納税義務を有する方
- ・意見募集手続きに係る事案に利害関係を有する方

●計画(案)の閲覧方法

役場福祉健康課(2階)もしくは町ホームページでの閲覧

●意見の提出方法

意見書用紙に記載の上、窓口、郵送、メール等によりご提出ください。

意見書は窓口にご用意している他、町ホームページにも掲載しており、提出方法も記載されております。

●提出された意見の公表

提出された意見については個人情報を除いてホームページにて公表します。なお、個別に回答は行いませんのでご了承ください。

## 『木曾岬町プレミアム付商品券』は もうご利用されまじたか?

木曾岬町プレミアム付商品券の対象者の方にお知らせします。今月2月末日をもって木曾岬町プレミアム付商品券事業は終了します。

まだ購入引換券をお持ちの方で商品券に交換をされていない方、購入した商品券を利用されていない方はご確認をお願いします。

なお、引換券・商品券の有効期限は次のとおりです。

**引換期限 2月28日(金) 有効期限 2月29日(土)**

購入引換券は、「木曾岬町商工会窓口」にて平日の午前9時～午後5時まで受付をしていますので引換を行ってください。なお、必ずプレミアム付商品券を購入しなければいけないという訳ではございません。取扱事業所をご確認頂いたうえでの購入をお勧めいたします。商品券は有効期限を過ぎると利用できなくなります。また、商品券の払戻しはできませんので、ご注意ください。

※木曾岬町プレミアム付商品券に関するお問い合わせ先

◎プレミアム付商品券

- ・申請について  
役場 福祉健康課 ☎68-6104
- ・使用可能店舗等について  
役場 産業課 ☎68-6105  
木曾岬町商工会 ☎68-1183



## 桑名都市計画の案の 縦覧を行います

桑名都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

★桑名都市計画の案の縦覧

期 間／2月7日(金)～2月21日(金)  
までの土日祝を除く執務  
時間内

縦覧場所／木曾岬町役場3階  
総務政策課

変更内容／桑名都市計画の用途区域  
の変更

★案に対する意見書の提出

対 象／町内に住所を有する方  
(法人含む)または利害関  
係を有する方

提出方法／縦覧期間内に総務政策課  
窓口までご提出ください。

●問合せ先／木曾岬町総務政策課  
☎68-6100

その結果、一般会計からの繰入金に依存して下水道事業が運営されていること、公営企業である下水道事業は独立採算制の原則に基づき適正な使用料収入による運営が求められていること、また、本町の現在の下水道使用料は三重県下の市町と比較して安価な設定になっていることなどを踏まえ、令和元年11月に「下水道使用料の改定はやむを得ない」との答申を受けました。

委員会における審議内容と審議結果について、以下に示します。



審議内容	審議結果																																																
(1) 料金の見直しにあたり目指すべき水準	将来的に維持管理に係る費用を、下水道使用料収入で賄える水準とする。																																																
(2) 目指すべき水準に達するまでの期間	目指すべき水準に達するよう、段階的に改正を行う。																																																
(3) 初回の料金見直し	1ヶ月あたり20m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料を2,000円程度(税込)とする。(現行料金1,600円(税込)から400円程度の増とする。)																																																
(4) 消費税について	今回の改定時より、外税方式とする。																																																
(5) 改定後の料金体系について	<p>単身世帯や高齢者世帯など小口の下水道使用者に配慮した体系とし、下記の表のとおりとする。(超過料金部分の使用水量区分を現行の4区分から5区分に細分化する。)</p> <p><b>一般家庭の場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">改定後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">下水道使用料(1箇月につき) (内税)</th> <th colspan="3">下水道使用料(1箇月につき) (外税)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>使用水量</th> <th>使用料</th> <th></th> <th>使用水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本使用料</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>800円</td> <td rowspan="2">基本使用料</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td><b>900円</b></td> </tr> <tr> <td>10m<sup>3</sup>を超え 40m<sup>3</sup>以下</td> <td>80円</td> <td>10m<sup>3</sup>を超え <b>20m<sup>3</sup>以下</b></td> <td><b>92円</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金 (1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>40m<sup>3</sup>を超え 100m<sup>3</sup>以下</td> <td>90円</td> <td rowspan="4">超過料金 (1m<sup>3</sup>につき)</td> <td><b>20m<sup>3</sup>を超え 40m<sup>3</sup>以下</b></td> <td><b>110円</b></td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>を超え 500m<sup>3</sup>以下</td> <td>100円</td> <td>40m<sup>3</sup>を超え 100m<sup>3</sup>以下</td> <td><b>120円</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500m<sup>3</sup>を 超えるもの</td> <td rowspan="2">120円</td> <td>100m<sup>3</sup>を超え 500m<sup>3</sup>以下</td> <td><b>150円</b></td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>を 超えるもの</td> <td><b>180円</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>法人等の場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料(1箇月につき) 3,120円/1口(内税)</td> <td>基本使用料(1箇月につき) <b>2,900円/1口(外税)</b> ※税込3,190円/1口</td> </tr> </tbody> </table>	現行			改定後			下水道使用料(1箇月につき) (内税)			下水道使用料(1箇月につき) (外税)				使用水量	使用料		使用水量	使用料	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	800円	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	<b>900円</b>	10m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	80円	10m <sup>3</sup> を超え <b>20m<sup>3</sup>以下</b>	<b>92円</b>	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	90円	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	<b>20m<sup>3</sup>を超え 40m<sup>3</sup>以下</b>	<b>110円</b>	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	100円	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	<b>120円</b>	500m <sup>3</sup> を 超えるもの	120円	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	<b>150円</b>	500m <sup>3</sup> を 超えるもの	<b>180円</b>	現行	改定後	基本使用料(1箇月につき) 3,120円/1口(内税)	基本使用料(1箇月につき) <b>2,900円/1口(外税)</b> ※税込3,190円/1口
現行			改定後																																														
下水道使用料(1箇月につき) (内税)			下水道使用料(1箇月につき) (外税)																																														
	使用水量	使用料		使用水量	使用料																																												
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	800円	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	<b>900円</b>																																												
	10m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	80円		10m <sup>3</sup> を超え <b>20m<sup>3</sup>以下</b>	<b>92円</b>																																												
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	90円	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	<b>20m<sup>3</sup>を超え 40m<sup>3</sup>以下</b>	<b>110円</b>																																												
	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	100円		40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	<b>120円</b>																																												
	500m <sup>3</sup> を 超えるもの	120円		100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	<b>150円</b>																																												
				500m <sup>3</sup> を 超えるもの	<b>180円</b>																																												
現行	改定後																																																
基本使用料(1箇月につき) 3,120円/1口(内税)	基本使用料(1箇月につき) <b>2,900円/1口(外税)</b> ※税込3,190円/1口																																																

## 新しい下水道使用料について

委員会の答申を基に、令和元年12月の町議会定例会において「下水道使用料の改定条例」(木曾岬町下水道条例の一部を改正する条例)を上程し、承認をいただきましたので、令和2年4月1日より上記「(6)改定後の料金体系について」のとおり下水道使用料を改定いたします。皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

●問合せ先/建設課 ☎68-6106

ご確認ください

今後も「広報きそさき」内で改定の内容等について  
随時周知を行ってまいります。

4月から

# 下水道使用料改定

4月1日より下水道使用料を改定させていただきます。改定にあたり皆さまに下水道に対する理解を深めていただくために、今回は下水道事業の整備状況と経営見通し及び木曾岬町下水道使用料等検討委員会での検討結果についてご報告します。

## 下水道事業の整備状況

下水道は木曾岬町のような閉塞された水域では良好な生活環境を維持するために重要な施設です。

木曾岬町では公共下水道事業、農業集落排水事業により下水道の整備は完了し、水洗化率は99%に達しています。

現在は施設の効率的な維持管理を進めていますが、下水道施設は老朽化が進んでおり、今後は施設の補修などより計画的で効率的な維持管理を行っていく必要があります。

## 今後の経営見通し

クリーンセンターの運転管理を民間業者に委託する際の人件費の基準となる労務費が近年上昇傾向にあることと、物価の上昇、老朽化に伴う下水道施設のメンテナンス費用の増加などにより、支出は増えることが予想される一方で、収入は人口減少等に伴って減少することが見込まれますので、このまま下水道使用料の見直しを行わずに現在の料金を維持した場合、下水道事業の経営状況（収支状況）は今後増々悪化していく見込みです。

## 木曾岬町下水道使用料等検討委員会における検討

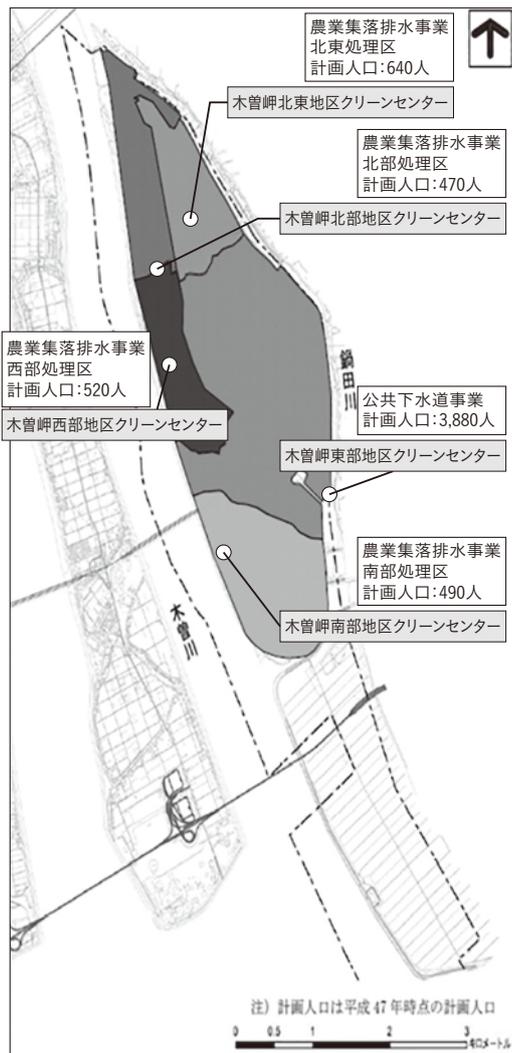
重要な都市施設である下水道事業を将来にわたって安定かつ持続的に経営するためには、下水道使用料の改定を前提とした議論が急務であると考え、令和元年7月に町長より「木曾岬町下水道使用料等検討委員会」（以下「委員会」という。）に対して、下水道使用料の改定に係る諮問を行い、計5回に亘って検討・審議を重ねました。

### 【下水道使用料等検討委員会の開催状況】

- |     |         |          |
|-----|---------|----------|
| 第1回 | 令和元年    | 7月10日(水) |
| 第2回 | 令和元年    | 8月29日(木) |
| 第3回 | 令和元年10月 | 3日(木)    |
| 第4回 | 令和元年10月 | 25日(金)   |
| 第5回 | 令和元年11月 | 14日(木)   |

平成30年度末時点の整備状況

	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水
行政面積	1,574 ha		
行政区域内人口(A)	6,268 人		
建設開始年度	昭和63年	昭和63年	昭和52年
現在処理区域面積(B)	113 ha	41 ha	119 ha
全体計画人口(C)	3,880 人	3,880 人	3,980 人
現在処理区域内人口(D)	3,472 人	576 人	2,220 人
水洗便所設置済人口(E)	3,448 人	554 人	2,216 人
水洗化率(F) (E)/(D)×100	99.3 %	96.2 %	99.8 %
施設	管渠(km)	25	27
	処理場(箇所)	1	0



■下水道処理区域およびクリーンセンター位置図

# 生活のミニ情報

## 春季火災予防運動

3月1日から7日まで全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。これに伴い「防火ポスター展」を開催します。展示するポスターは管内の小・中学生の令和元年度入選作品86点です。

### ●防火ポスター展

とき 1月31日(金)～  
2月11日(火)

場所 アピタ桑名店  
(桑名市中央町  
三丁目21番地)

とき 2月13日(木)～  
2月23日(日)

場所 イオン大安店  
(いなべ市大安町  
高柳1945番地)

### ●2019年度

#### 全国統一防火標語

「ふじふじ」

「ふじふじ」で確認 火の用心

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えます。火の元、火の取り扱いには十分注意しましょう。

### ●住宅用火災警報器の取付け支援のお知らせ

住宅用火災警報器を設置または交換したいけど、天井等に取付けることが困難な65歳以上の高齢者や障害者世帯のうち、取付けを希望する世帯を対象に消防職員が皆さんの自宅に訪問して、無料で取付けのお手伝いをします。

#### 《準備物》

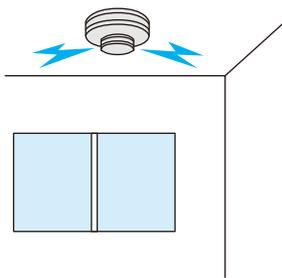
電池式の住宅用火災警報器を購入などしてあらかじめ準備をお願いします。

#### 《申し込み方法》

桑名市消防本部予防課まで電話またはFAXで申し込みください。

#### 申問 桑名市消防本部予防課

☎0594-2415279  
Fax 0594-2415281



## 採用種目別試験日程等

### 【採用種目】

自衛官候補生(男・女)

### ●採用試験日

(1)2月自衛官候補生採用試験  
2月16日(日)

(2)3月自衛官候補生採用試験  
3月8日(日)

### ●受付期間 随時受付

### ●受験資格

18歳以上32歳未満の健康な男女

### ●試験会場

受付時に案内

### 【採用種目】

予備自衛官補

(一)一般公募・技能公募

### ●受付期間

4月10日(金)まで

### ●受験資格

(1)一般公募

ア 18歳以上34歳未満の者  
(現に常勤の隊員、短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官若しくは即応予備自衛官である者を除く。)

イ 自衛官であった期間が1年以内の者

(自衛官であった期間が通算1年未満の者)

(2)技能公募

ア 18歳以上で国家免許資格等を有する者  
(現に常勤の隊員、短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官若しくは即応予備自衛官である者を除く。)

イ 自衛官であった期間が1年以内の者  
(自衛官であった期間が通算1年未満の者)  
※詳しくは左記までお問い合わせください。

ア 18歳以上で国家免許資格等を有する者  
(現に常勤の隊員、短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官若しくは即応予備自衛官である者を除く。)

### ●採用試験日

4月18日(土)～4月22日(水)  
のいずれか一日が指定されま

### ●試験会場

(1)一般：陸上自衛隊久居駐屯地(三重県) 予定

(2)技能：陸上自衛隊守山駐屯地(愛知県) 予定

### 問

〒510-0074 三重県四日市市  
鶴の森1-14-11  
(阿部ビル2F)

自衛隊四日市地域事務所  
☎059-3511723

受付時間：午前9時～  
午後6時

自衛隊募集コールセンター  
フリーダイヤル  
0120-0631792

受付時間：正午～午後8時  
(年中無休)

## 行政書士による無料相談会の開催

相続・遺言、及び契約書等の作成にかかる相談や農地転用などの許可・認可に関する相談など。

### ●日時

2月24日(金)  
午後1時～4時

### ●場所

アピタ桑名店 2階  
マクドナルド前特設コーナー

### 問 三重県行政書士会桑名支部

(支部長 有澤 ☎090-4443-0970)



申告期間 **2月17日** (月) - **3月16日** (月)

# 税の申告が始まります

今年も確定申告の時期となりました。

下記及びフローチャート図を参考に、確定申告や町・県民税(住民税)の申告が必要かどうかをご確認ください。申告が必要な方は、早めに準備し、期間内に申告しましょう。申告書の提出は、22ページの申告相談日をご利用いただくと便利です。

## 申告が必要なのはどんな人？

### 確定申告

#### 【必要がある方】

- ① 2019年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 1か所から給与をもらい、給与所得と退職所得以外の各種所得金額(営業所得など)の合計額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与をもらい、年末調整をしなかった給与の収入額と、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える方
- ④ 月々の給与から源泉徴収されず、所得税が課税される方
- ⑤ 各種所得の合計額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方

※「公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」の場合は不要(海外年金を含む場合を除く)です。ただし、申告により還付が受けられる場合があります。

#### 【必要がない方】※町・県民税申告が必要な場合があります

- ① 収入が給与所得のみで、勤務先で年末調整が済んでいる方
- ② 所得税の課税対象となる所得がない方(遺族・障害年金、失業保険給付金は課税対象外)

### 町・県民税(住民税)

#### 【必要がある方】

#### 2020年1月1日に町内在住で、次に該当する方

- a 給与所得ではなく、所得税のかからない金額の所得があった方(営業・農業・不動産所得など)
- b 給与所得者で、その他の所得の合計額が20万円以下の方

#### 【申告することをおすすめする方】

- A 別世帯の方に扶養されている方
- B 前年中(2019年中)に収入がなく、どなたの扶養にもなっていない方(申告書は、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料などの算定資料を兼ねます。)
- C 町・県民税について受ける控除のある方

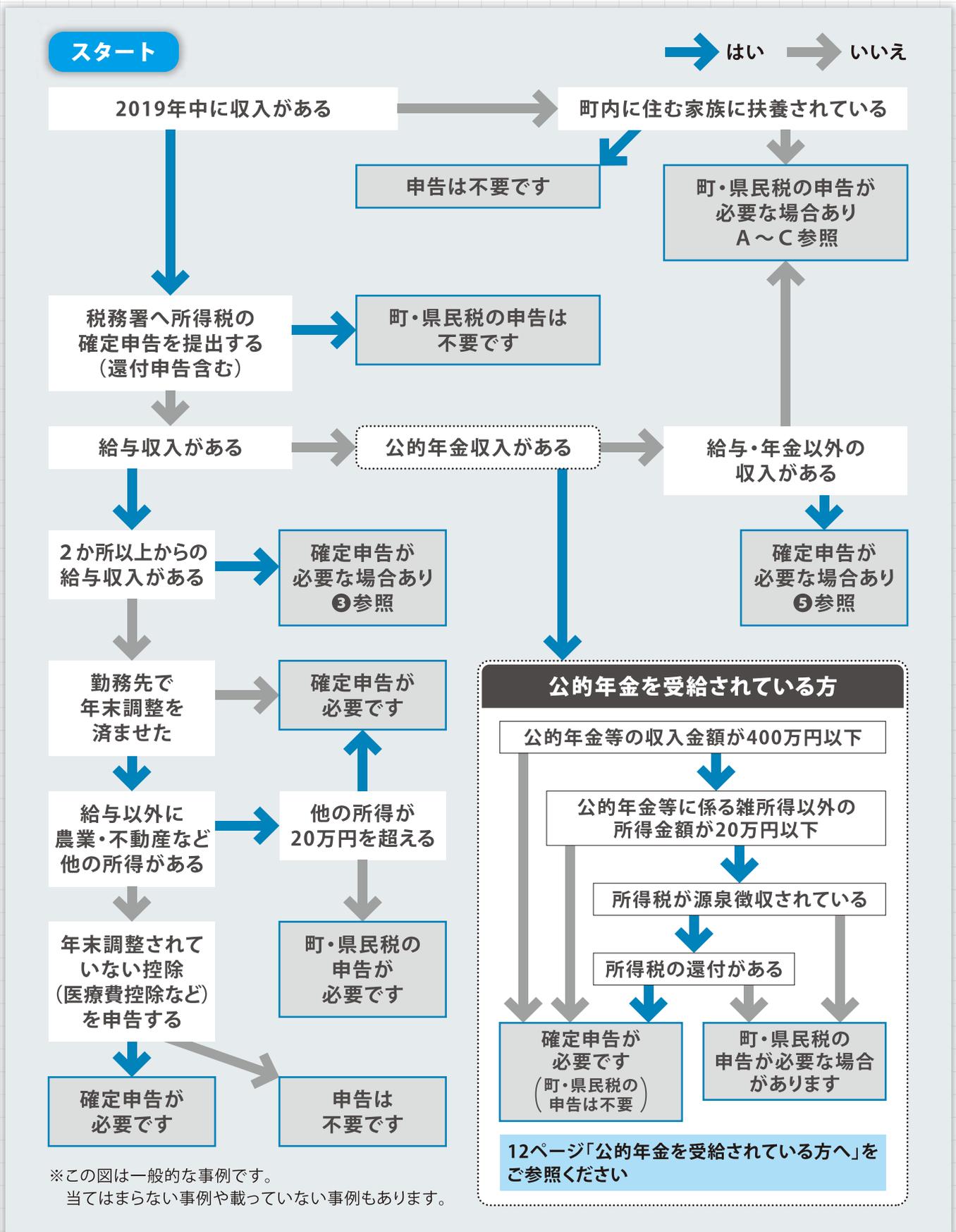
#### 【必要がない方】

- I 確定申告をした方
- II 収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が木曾岬町役場に提出されている方
- III 同一世帯の方の確定申告書、町・県民税申告書、勤務先からの給与支払報告書に扶養親族として記載されている方

# 図で確認！

あなたはどの申告が必要でしょうか？

**対象** 2020年1月1日に木曾岬町に住民票がある方



# ✓ 申告に必要な書類など

申告には、**個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認の手続き**が必要です。

項目	持ち物・必要書類
申告者全員	<input type="checkbox"/> 申告者本人の確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を必要とするもの） <input type="checkbox"/> 計算機 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 申告者本人の振込口座のわかるもの（申告者名義の預貯金の通帳など） <input type="checkbox"/> 昨年確定申告をした方は、その控え、利用者識別番号、暗証番号がわかる書類 <input type="checkbox"/> 税務署から送られた「確定申告のお知らせ」（届いている方）
代理の方（本人分以外の申告をする方）	<input type="checkbox"/> 申告する方（本人）の個人番号確認書類の写し <input type="checkbox"/> 代理人の身元確認書類 <input type="checkbox"/> 代理権確認書類（委任状など）
所得関係	事業取得（営業、農業）及び不動産収入がある方 <input type="checkbox"/> 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した収支内訳書
	報酬・配当所得がある方 <input type="checkbox"/> それぞれの支払明細書
	給与所得・各種年金がある方 <input type="checkbox"/> 2019年分の給与所得の源泉徴収票（原本） <input type="checkbox"/> 2019年分の公的年金等の源泉徴収票（原本）
控除関係	社会保険料控除を受けようとする方 <input type="checkbox"/> 2019年分国民年金保険料の控除証明書（原本） <input type="checkbox"/> 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の2019年分の支払額がわかるもの <input type="checkbox"/> 2019年中の介護保険料の支払額がわかるもの
	生命保険・地震保険料控除を受けようとする方 <input type="checkbox"/> 生命保険、損害保険会社などから発行された証明書
	障害者控除を受けようとする方 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害者控除対象者認定書 ※1月号8ページの「介護認定を受けている方へ税控除のお知らせ」参照
	寄附金控除 <input type="checkbox"/> 寄附金の受領証など ※ ふるさと納税でワンストップ特例を申請した方も、確定申告や町・県民税申告をする場合は、改めて申告が必要です
	医療費控除 <input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書（事前に受診者・病院ごとに分けて合計額を記載したもの） <input type="checkbox"/> 医療費通知 （①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称 がすべて記載されていること（手書きで補完・修正可）） ※ 社会保険や生命保険などで医療費を補填された金額（高額療養費、入院給付費など）がある場合は金額のわかるもの
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） <input type="checkbox"/> 2019年分セルフメディケーション税制の明細書または医療費通知（事前に薬局などの支払先ごとに合計額を記載したもの） <input type="checkbox"/> 2019年に行った健康の保持増進や疾病予防への取り組みを明らかにする書類（健康診断の結果通知表や予防接種の領収書など）
	※ セルフメディケーション税制との選択制です。一度どちらかを選択し申告すると、変更できません。 ※ 領収書は5年間保管が必要です。

※ 種類ごとに書類を分けてご持参ください。

## 本人確認書類

- ① 個人番号カードをお持ちの方  
個人番号カードだけで本人確認ができます。 ※写しは両面必要
- ② 個人番号カードをお持ちでない方  
「個人番号確認書類」と「身元確認書類」が必要です。

### 個人番号確認書類

- ・通知カード
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）  
などのうちいずれか一つ



### 身元確認書類

- ・運転免許証 ・健康保険証 ・身体障害者手帳
- ・在留カード ・パスポート
- などのうちいずれか一つ
- ※写真表示のない場合は、氏名・生年月日または住所が記載されている2種類以上の書類  
(例：国民健康保険証と国民年金手帳)



### 代理人が申告する場合の追加書類

- ・本人（申告者）の個人番号確認書類の写し
- ・代理人の身元確認書類
- ・代理権確認書類（委任状など）

## 本人確認の手続きは・・・

- ◎ 役場4階の申告会場で申告する方  
→ 本人確認書類を提示
- ◎ ご自身で申告書を作成し、郵送で提出する方、もしくは、役場4階申告会場提出箱へ提出する方  
→ 本人確認書類の写しを添付

## 医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 各控除の明細書の添付が必要です

医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」が、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」が、それぞれ必要となります。ただし、両方を同時に受けることはできません。申告をされる方が、選択をする必要があります。

役場4階の申告相談会場で申告をされる方は、医療費の合計額を計算したものをご持参ください。

なお、医療保険者から交付された「医療費通知」（「医療費のお知らせ」など）を添付すると明細の記入を省略できます。

※2019年分までは、医療費の領収書の添付や提示も可。



### 【明細書は国税庁ホームページで入手できます】

医療費を受けた方の氏名や病院名などを記載するものです。

用紙は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）からダウンロードできます。

### 【ご注意ください】

- 領収書は5年間保管してください（医療費通知を添付した場合は保管不要）。
- 医療費控除の特例を申告する場合、申告する方が、2019年中に特定健康診査、予防接種、定期健康診断、がん検診のうちいずれか一つを行ったことを明らかにする書類の添付または提示が必要です。

### 医療費控除の明細書の記載例（国税太郎さんの例）

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	●●病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	120,000円	56,000円
同上	●▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	780円	円
国税 花子	◇◇診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	1,560円	円

## 公的年金等を受給されている方へ

「公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」の方で、次に当てはまるときは、申告が必要な場合があります。（10ページ参照）

- 所得税の還付（納め過ぎの税金を返してもらうこと）を受ける場合  
→ 確定申告が必要
  - 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（生命保険料控除や地震保険料控除、医療費控除など）を追加したい場合  
→ 町・県民税申告が必要
  - 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合  
→ 町・県民税の申告が必要な場合あり
- ※確定申告をされた方は、町・県民税の申告は不要です。

## パソコン・スマホから確定申告！

申告相談会場の開場時間内に来場できない方や待ち時間を短縮したい方は、ぜひご利用ください。

### 国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナー

#### 書面提出

プリンター等から印刷した申告書を桑名税務署へ郵送等で提出。  
○コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用した印刷も可能。

#### e-Tax提出

e-Tax（データ送信）で提出  
次の2つの方式があります。  
①ID/パスワード方式  
②マイナンバーカード方式

※e-Taxの送信方法やエラー解消については、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」までお問い合わせください。

☎ 0570-01-5901

（土・日、祝日を除く午前9時～午後5時。時期により受付時間が異なります。国税庁ホームページでご確認ください。）

## 控除を受けるために

### 「住民税に関する事項」の記載も忘れずに

確定申告書の第2表「住民税（事業税）に関する事項」に必要な事項を記載しないと、町・県民税で控除などの適用が受けられないことがあります。

#### 【主な記載事項】

##### ●同一生計配偶者

申告者本人の合計所得が1000万円（給与収入1220万円）を超える納税者本人と同一生計で、合計所得金額が38万円以下の配偶者の方

##### なぜ記載をするの？・・・

申告をしないと町で扶養情報を把握できず、配偶者の非課税証明書を発行することができなくなります。

##### ●16歳未満の扶養親族

##### ●配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

上場株式などの配当所得、譲渡所得を申告する方で、特別徴収された町・県民税がある場合は、その各金額を記載

##### ●寄附金控除

前年中に行った寄附が町・県民税の控除対象となる場合は、寄附金額を記載。

ふるさと納税は「都道府県、市区町村分」に寄附金額を記載。  
※ワンストップ特例を申請した方も、確定申告または町・県民税申告をする場合は、改めて寄附金控除の申告が必要です。

### 簡易な設定で e-Taxの利用を開始 マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを使用して自宅のパソコンからe-Taxへログインし、申告書を作成・提出することができます。事前の手続きは不要です。

#### 用意するもの

- ①マイナンバーカード
- ②ICカードリーダライタ

### マイナンバーカードを お持ちでない方 ID・パスワード方式

桑名税務署で発行するID・パスワードを使用してパソコンやスマホから申告書を作成・提出することができます。発行を希望する場合は、申告する本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、桑名税務署で手続きしてください。

#### 用意するもの

- ①ID（利用者識別番号）
- ②パスワード（暗証番号）

## よくあるご質問

### Q1. 私の配偶者はパートで働いています。私と配偶者の年間収入がそれぞれいくらまでなら、配偶者控除が適用になりますか？

- A1. 納税者本人の方の所得が1,000万円以下であることが必要です。次に配偶者の方の年間パート収入（給与収入）が103万円以下であれば、町・県民税、所得税の配偶者控除を受けられます。収入103万円を超えた場合でも、201万6,000円未満であれば、配偶者特別控除を受けられます。

### Q2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の被保険者ですが、所得はありません。町・県民税申告は必要ですか？

- A2. 所得がなくても、申告が必要な場合があります。また、申告をしないと所得に応じた保険料の軽減措置を受けられないことがあります。詳しくは下表をご参照ください。

社会保険制度	問合せ先	申告が必要な人
国民健康保険 後期高齢者医療制度	住民課 役場③窓口 ☎68-6103	2020年1月1日現在、各社会保険制度の被保険者（木曾岬町が発行した被保険者証をもっている人）で、19歳以上の人 ◎ 特に次のような人は必ず申告してください。 ・遺族年金や障害年金などの非課税年金を受給されている方 ◎ 被保険者として各社会保険制度の軽減措置を受けるために、その家族の申告が必要となる場合があります。
介護保険	福祉健康課 役場⑤窓口 ☎68-6104	

### Q3. 勤務先や年金支払者から源泉徴収票を受け取っていませんが、所得税の還付を受けるために確定申告をしたいと思っています。源泉徴収票がなくても確定申告をすることはできますか？

- A3. 確定申告には源泉徴収票が必要です。給与収入の場合は勤務先または雇用主へ、年金収入の場合は年金支払者（日本年金機構、厚生年金基金、共済組合など）に連絡して源泉徴収票の発行を依頼してください。源泉徴収票を紛失した場合も同様に再発行の依頼を行ってください。源泉徴収票が発行されない場合は、税務署へご相談ください。

### Q4. 本人以外（配偶者など）が納付した社会保険料（国民健康保険料、介護保険料など）を確定申告または町・県民税申告することはできますか？

- A4. 納付書や口座振替（普通徴収）により納付した社会保険料については、実際に保険料を負担した家族の確定申告または町・県民税申告に使うことができます。一方、年金からの差引き（特別徴収）により納付した社会保険料については、本人以外の確定申告または町・県民税申告に使うことはできません。

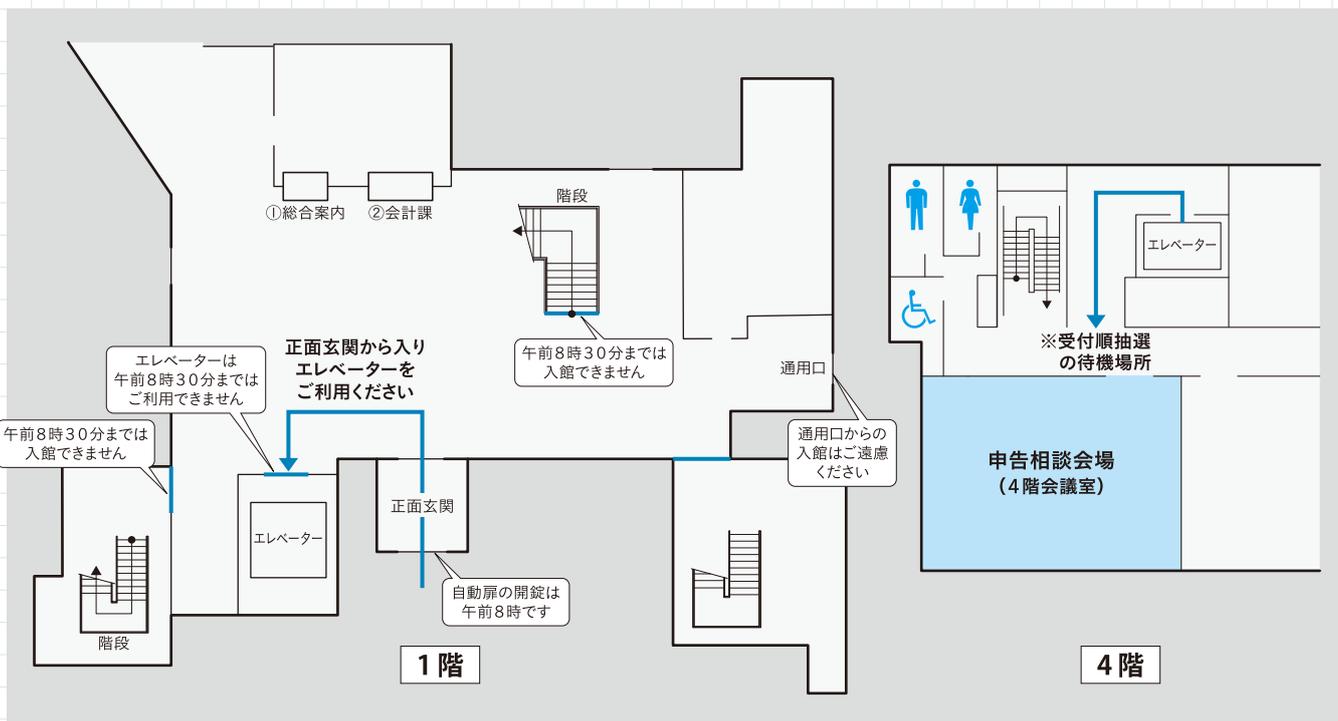
### Q5. 16歳未満の子どもを扶養しています。扶養控除額の対象にはならないはずですが、確定申告または町・県民税申告書の「16歳未満の扶養親族」の欄に子どもの名前を記載しなければならないのはなぜですか？

- A5. 町・県民税が非課税となる基準は、16歳未満の扶養親族を含めた人数で計算するためです。

### ⚠ 期限内に申告しないと・・・

- 町・県民税の課税計算が遅れることで納期回数が少なくなり、1回の納付額が増える場合があります。
- 所得証明書などの税証明を発行できない場合があります。
- 国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい額を算定できず、軽減措置を受けられない場合があります。
- 国民年金（障害基礎年金・老齢福祉年金・保険料免除など）や各種福祉手当の所得調査ができません。
- 一定の期間内でないと、申告できない所得や控除があります。

# 申告相談会場案内図



## 桑名税務署からのお知らせ

桑名税務署の2019年分確定申告会場は、桑名市役所5階大会議室です。

- **開設期間**／2月17日(月)～3月16日(月)  
(土曜、日曜、祝日を除く)
  - **開設時間**／午前9時～午後5時  
(受付時間:午後4時まで)  
※ 例年、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。  
※ 確定申告会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。  
※ ご自宅等で作成された確定申告書は、郵送等で提出できます。
  - **その他**
    - ① 確定申告会場にお越しいただく際には、事前予約は必要ありません。
    - ② 開設期間中は、税務署では申告書の作成指導は行っておりませんので、ご了承ください。
    - ③ 駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
    - ④ 確定申告会場では納税窓口を設けておりませんので、納税をされる方は振替納税をご利用いただくか、銀行・信用金庫または郵便局の窓口での納付をお願いします。
    - ⑤ マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
- ※ 開設期間前の税務署での申告相談は、電話等による「事前予約」をされた方を対象に行っています。予約状況によっては、ご希望の日時に申告相談をいたしかねる場合もありますので、ご了承ください。

〈問合せ先〉桑名税務署(〒511-8510 桑名市江場7番地6)  
☎0594(22)5121

※ 税務署の電話番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内します。

ご利用に応じて次の番号を選択してください。

⇒「0」確定申告電話相談センター

(3月16日まで。)

- 所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告、贈与税の申告に関するご相談の場合

⇒「1」電話相談センター

(税務相談室職員がお答えします。)

- 国税に関する一般的なご相談の場合

⇒「2」税務署

- 税務署からの照会やお尋ね又は職員にご用の場合
- 消費税の軽減税率制度に関するご相談

⇒「3」消費税の軽減税率制度に関する専用窓口

### 税務署での申告相談は事前予約を!

税務署での申告相談は電話による事前予約が必要です。予約状況によっては希望日時に相談できない場合がありますのでご了承ください。

※ 確定申告期間中は実施していません。

● **予約方法**／桑名税務署に電話。音声案内に従い、「2」を選択し、相談予約したい旨を伝える。



## ～第13回美し国三重市町対抗駅伝～ 木曾岬チーム 入賞目指して頑張るぞ!!

三重県内全29市町が出場する“美し国三重市町対抗駅伝”が今年も2月16日(日)に開催されます。今年“町の部8位入賞”をチーム目標として、三重県庁から伊勢の陸上競技場までの10区間42.195kmを木曾岬チームが激走します。

大会当日はその様子が三重テレビで生放送されますので、町民のみなさんも応援しましょう!

※掲載順については、順不同

<b>第1区</b>  <b>山脇 梨愛</b> 小学生女子 (1.28km) 入賞めざしてがんばります。	 <b>伊藤 四季</b> 去年より早く走れるようにがんばります。	<b>第2区</b>  <b>宮崎 瑛大</b> 小学生男子 (1.85km) 去年の記録よりいい記録を出したい。	 <b>児玉 奏多</b> 優勝する。何人が前にいたら一人は抜かす。
<b>第3区</b>  <b>塚本 玲加</b> 中学生女子 (3.83km) 頑張ります。	<b>第4区</b>  <b>浅井 翔牙</b> 中学生男子 (5.58km) 自分の力を最大限発揮できるように頑張ります。		
<b>第5区</b>  <b>山脇 博文</b> 40歳以上男子 (4.60km) 楽しんで走る。	 <b>伊藤 勇</b> 一秒でも早くタスキをつなげたい。	<b>第6区</b>  <b>森 翔太</b> ジュニア男子 (6.36km) 一つでも多くの順位を上げられるように全力で走ります。	
<b>第7区</b>  <b>山田 麻衣</b> 一般女子 (2.89km) いつもは一人で。今日は皆と。楽しく走ります。	 <b>山原野乃葉</b> 精一杯がんばります。	<b>第8区</b>  <b>平野 沢子</b> 20歳以上女子 (3.43km) 根性!!	
<b>第9区</b>  <b>山田 茉穂</b> ジュニア女子 (5.45km) チームに貢献できるようにがんばる。	<b>第10区</b>  <b>奈良 賢治</b> 20歳以上男子 (6.425km) 町の代表選手として精一杯頑張ります!	 <b>伊藤 弘幸</b> チームのために盛り上げ頑張ります!!	

## 第13回美し国三重市町対抗駅伝木曾岬町実行委員会へ JA三重北より激励品が贈呈されました!

2月16日(日)に開催される第13回美し国三重市町対抗駅伝への出場に伴い、昨年12月16日(月)に役場町長室で、JA三重北の堀田良平常務理事より美し国三重市町対抗駅伝木曾岬町実行委員会の伊藤隆之委員長にお茶とスポーツドリンクが贈呈されました。

伊藤委員長からは、「町の部で8位入賞を目標に全力で頑張りたい」と力強く決意が表明されました。



## わんぱくキッズスキー・スノーボードスクール開催!

1月4日(土)から6日(月)の3日間、ほおのき平スキー場(岐阜県高山市)を会場に“わんぱくキッズスキー・スノーボードスクール”を開催しました。

この事業は『「できた!」が自信につながる』『自然の中でコミュニケーション能力を育む』『自立心と社会性を身に付ける』の3つをテーマに四日市・桑名郡市の小・中学生を対象に木曾岬町体育協会と桑名市の総合型スポーツクラブが共催したものです。

3日間の活動を通じて、スキー・スノーボード技術の習得はもちろんのこと、他市町の同世代や学年の違う子とたくさん友達になったり触れ合ったりする良い機会となりました。また、キャンプカウンセラーのお兄さん・お姉さんに助けてもらいながらも、自分のことは自分でするという良い経験にもなりました。



### 今月の 図書館 コーナー

まだまだ、冬景色が続く2月ですが、窓から差し込む光にかすかな春の兆しもみられ、冬と春のせめぎあうような天気の中、梅の木の花芽もふっくらしてきます。

寒い日は図書館で読書などがいかがですか?冬眠の動物のように、人も心の栄養を蓄えるのに最適な季節ではないでしょうか。今月は児童書をメインコーナーで紹介する新たな企画を考えています。児童書の思わぬ面白さや奥深さをぜひ味わってほしいです。どうぞ図書館にお越しください。

#### メインコーナー

児童書ってスゴイ!  
(おとなにも読んでほしい児童書)

#### 児童コーナー

バレンタインデー・ニンニンニン  
(2/22 忍者の日)

#### サブコーナー

ネコvsイヌ あなたはどっち派?  
(2/2 ネコの日)

#### 郷土文化交流スペース 【2月の展示予定】

中年婦人会: 作品展示  
老人クラブ手芸部: 手芸作品

#### イベント案内

バレンタイン撮影コーナー  
随時開催 (14日まで)

◎開館日 火~木……午前10時~午後6時  
金……………正午~午後8時  
土・日・祝…午前9時~午後5時

●問合せ先/町立図書館 ☎40-9010  
HP: <http://kisosaki-library.net/>

### 図書館よもやま話

町立図書館には、常勤スタッフの他に、スタッフと一緒に図書館を盛り上げる「図書館サポーター」が存在します。現在登録していただいているサポーターは13名と3団体です。オープン当初は手芸サポーターの方にトマッピーを縫い付けた座布団や、大型絵本の貸出バッグを制作いただき、活用させてもらっています。心がこもった手作りの品は温かい気持ちになりますね。

今年度は、読み聞かせサポーターのみなさんのアイデアで、町立図書館の本をこども園の児童に読み聞かせをする「出張図書館!大作戦」という名で読み聞かせイベントを2回実施してもらいました。図書館の中だけでなく、図書館の外に出てサポーター活動を広げていただくことは図書館スタッフだけでは不可能です。「一冊でも多くこどもたちに絵本を手渡したい」というサポーターさんの熱意や行動力に感謝です。また木曾岬中学校の美術ボランティア部のみなさんに月1回程度ボランティアに来てもらっています。書架整理の他に、ポスターや季節の飾りを制作してもらいました。回を重ねる毎に、中学生からアイデアも出てきて頼もしい限りです。

図書館入口に飾られているのはお花サポーターの方による生け花です。おうちのお庭で育てられた季節のお花を使って生け花を絶やすことなく飾っていただいています。

色とりどりのお花の組み合わせのセンスが光る作品がいつもみなさんを入口で出迎えています。

サポーターのみなさんの協力のおかげで、図書館スタッフだけではできないことや、より地域に密着したサービスを提供することができています。

サポーターさんは随時募集しています。興味がある方ぜひスタッフにお声かけください。

# 教育活動にタブレット端末を活用

シリーズ

## “木曾岬町ならではの”教育推進重点項目「オリジナル5」

～新たな教育方針に基づく取組の充実をめざして①～

今年度、新たに本町の「こども園・学校教育方針」を策定し、時代の変化に対応した子どもたちの学びを確かなものにしていきたいと考えています。(詳細は、HPをご覧ください。)

この新たな教育方針の中でも、特に子どもたちの健全な育成を力強く推進するために“木曾岬町ならではの”「オリジナル5」を重点項目として位置づけ、施策展開しています。

「学びの、その先へ」。園や学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように、実効性のある教育へと進化させていきます。2月号では、小学校の取組についてご紹介します。

### “木曾岬町ならではの”教育推進重点項目「オリジナル5」

- |   |         |
|---|---------|
| I 信頼される園・学校づくりに向けたコミュニティ・スクールの充実        | 〈 C S 〉 |
| II 園・小中学校の連携を強化し、子どもが主体的に学びに向かう保育・教育の実現 | 〈保育・学力〉 |
| III グローバル化に対応した英語教育・国際理解教育の推進           | 〈英語教育〉  |
| IV 地域への愛着と誇りを育む郷土教育の推進                  | 〈郷土教育〉  |
| V 園・学校図書室と町立図書館を活用し、家庭と連携した子どもの読書活動の推進  | 〈読書活動〉  |

昨年10月、小学校に児童用53台のタブレットが導入され、既設の電子黒板と連動させながら、わかりやすい授業づくりをめざして積極的に活用しています。まだまだ試行錯誤を繰り返している段階ですが、今回は授業での活用場面的一端を紹介します。

#### 5年生理科 「ふりこのきまり」の学習

「なぜ、振れ幅がかわっても、1往復にかかる時間はかわらないのか？」

これは、この授業の「課題」です。授業の「見通し」場面では、子どもたちが課題に対する意見を発表していきます。その意見から、「振れるスピードが違うのではないか」という予想がまとまり、それをタブレットのスローモーション機能を使い、再生比較することになりました。子どもたちのタブレットの取り扱いも慣れたもので、スロー再生しながら振り子の動きを観察していました。

スロー録画再生は、体育の跳び箱・鉄棒・水泳など自分の動き方を確認する方法としても大いに活用できそうです。



#### 6年生外国語活動 「This is my town」の学習

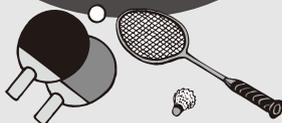
タブレットで撮った写真や集めた資料などを使い、木曾岬町の素敵な場所や木曾岬町にあるもの、なくて欲しいものを一枚の画面にまとめ、英語でプレゼンテーションしていきます。タブレットの画面は、教室の大きな電子黒板の画面にも映し出されます。写真だけでなく英文を書いている子どももいます。

この授業では、「Kisosaki is nice.」や「Kisosaki is very good.」で始まり、「We have cherry blossoms.」や「We have library.」など、木曾岬町で有名な桜堤防のこと図書館のことが紹介されていきます。写真を使い、英文で紹介していくのでとてもよくわかります。後半には、「I want station.」「I want a book store.」など、子ども目線での町にほしいものなども発表されていました。



ICT教育のメリットとしては、授業内容の幅が広がること、楽しみながら効率的な学習ができること、児童生徒が授業に積極的に参加しやすくなることなどが考えられます。情報化が進み、学校教育も新たな段階を迎えています。今後も活用の幅を広げながら、わかりやすい授業づくりをめざしていきたいと考えています。

### 教育関連施設 開館日のお知らせ



**町 体育館** 体育館シューズを持参の上、お越しください。

- ◎ 一般開放日  
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。  
自由に使用できます。  
9日(日) 午前9時～午後4時 23日(日) 午前9時～正午
- ◎ 軽スポーツ教室  
スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行ないます。  
ソフトバレーボールやファミリーバドミントンなどを実施していますのでぜひ体育館へお越しください。  
23日(日) 午後1時～午後4時

**文 化 資 料 館**

- ◎ 開館日  
毎週日曜日  
午前9時～午後4時

**北 部 公 民 館**

- ◎ 開館日  
火～日(祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時

### ④ 外食は前後の食事で調整する

がまんばかりでは減塩は続きません。外食した日は、前後の食事で塩分を調整しましょう。めん類のスープは残す、などの工夫を。

定食やコース料理は1食6～7gの塩分、約3食分の塩分摂取になります。1食1gの減塩メニューで、4～5回の3日間で調整しましょう。

### ⑤ 油を使ってコクをつける

油脂には風味やこくがあり、効果的に使えば減塩献立の助けになります。ごま油やオリーブ油など風味のある油なら少量で効果的。ただし、エネルギーが高くなりすぎないように注意しましょう。



### ⑥ 味付けにメリハリをつける

献立全体を薄味にすると、どうしてももの足りなさを感じます。1品だけはしっかり味をつけ、もう1品は薄味にするなど、味付けにメリハリをつけると満足感が得られやすいです。

### ⑦ トロみやたれ焼きで舌に味を残す

同じ塩分量の調理でも、トロみがついていたり、たれ焼きなどにしてあると、濃い味に感じます。

料理表面からんだ味を舌がはっきりと感じとります。

### ⑧ 市販の減塩調味料をじょうずに利用を

薄味でどうしても、もの足りない場合や厳しく減塩する必要がある場合は、減塩タイプの調味料を利用するのも一つの方法です。また、普通のしょうゆを酢、だし汁などで割って用いるのも一つの方法です。



減塩メニュー 11月のヘルシークッキングで作りました。

## ★じゃがいもとパプリカのトマトしょうゆ煮

材料	1人分	5人分
じゃがいも	45g	225g
パプリカ	18g	90g
エリンギ	12g	60g
だし	30g	150g
酒	3g	15g
トマト水煮	30g	150g
しょうゆ	3g	15g
三温糖	1g	5g

エネルギー 57kcal  
 塩分 0.4g

トマトの酸味であっさりとした仕上げた洋風のしょうゆ煮です。

酸味とじゃがいもの甘味で減塩でもおいしく食べられます!

### 作り方

- ① じゃがいもは一口大に切って水にさらし、水気をきる。パプリカはへたと種をとり除いて乱切にし、エリンギは軸の部分は斜め薄切にして笠の部分は縦に薄切にする。
- ② なべに①とだし、酒を入れて火にかけてふたをして煮る。煮立ったら弱火にして5分煮、トマト水煮、しょうゆ、砂糖を加えてさらに15分ほど煮る。



令和元年11月にヘルシークッキングで作成したメニューの写真です！  
 左上が掲載メニューです。

# 冬に気をつけよう! 高血圧

## 年齢と共に血圧も上がります!!

冬に多い心筋梗塞や脳卒中は、高血圧によって発症のリスクが高まるといわれています。目立った症状もなく、突然重篤な病気を発症し、突然死すら招くことから“サイレントキラー”と呼ばれる高血圧。

日頃から血圧が高めな方、健康診断で高めの結果が出た方、生活習慣を見直してみませんか？

《血圧チェック》	収縮期血圧(上)	拡張期血圧(下)
至適血圧 (病気になる リスクが低い血圧)	120未満かつ	80未満
高血圧	140以上または	90以上

(単位/mmHg)

### 見直しのポイント

- 減塩を心がけましょう
- 過食をしない
- コレステロールや糖分の多いものを食べすぎない
- 禁煙
- アルコールの過剰摂取をやめましょう
- ぐっすり眠る
- ストレスを減らす

### 減塩アイデア いろいろ♪



#### ① 新鮮な材料、旬のものを選びましょう

旬の素材や、鮮度の高い生鮮食品には、それ自体の香りやうまみがあります。素材そのものの持ち味を生かした料理を味わいましょう。

#### ② だしのうまみ、うまみ材料を利用しましょう

かつお節やだし昆布、干しいたけなどの天然素材でとった濃いめのだしを活用しましょう。インスタントの和風だしは手軽で便利ですが、塩分が天然素材の3倍含まれているので、味付け用の調味料を減らすことが大切です。



#### ③ ほどよい酸味をじょうずに生かす

食塩やしょうゆのかわりに、酢やレモン汁、ゆずなどを調味に使うと、すっきりした酸味が薄味のもの足りなさをカバーしてくれます。さらに、酸味は魚や肉の臭みを消してくれます。



### 日頃の食事について見直してみましょう

- 食塩量の多い食品が好きな方は減らしましょう。  
例) 梅干し(10g) 塩分約0.5g ~ 2g  
ぬか漬(30g) 塩分約1.5g
- 味付けされたおかず、卓上でしょうゆやソースはかけないようにしましょう。  
(食卓に置かないことが大切)  
かけるよりも少量つける習慣を身につけましょう。
- ごま、くるみ、ゆず、のりなどを効果的に利用しましょう。
- みそ汁の具(野菜・豆腐・わかめなど)は多くし、みそ汁を煮つめないようにしましょう。  
1日3回汁物を飲まれる方は2回に減らすだけで、1g以上の減塩になります。
- めん類のスープは残しましょう。  
ラーメンを汁まで全部食べると塩分約6g  
(高血圧症の食塩摂取目標値、国際基準の1日分)
- お酒と塩分は相乗効果で量が増えます。  
お酒のお供には、ついつい塩分の高いおつまみがほしくなります。塩辛いものを食べるとのどを潤すためにまたお酒も進みます。飲み過ぎ食べ過ぎに注意しましょう。
- 減塩の基準を覚えておきましょう。  
女性 7.0g未満 男性 8.0g未満  
高血圧の方 6.0g未満



# 警察署コーナー



■桑名警察署 ☎(0594)24-0110  
■木曾岬駐在所 ☎65-3635

わたしたちのまちの  
NEWS

INFORMATION  
きそさき

生活のミニ情報

教育委員会だより

こんにちは  
管理栄養士です

警察署コーナー

カレンダー

## ランサムウェア(身代金要求型ウイルス)に注意!

### ランサムウェアとは…

パソコン内のファイルを勝手に暗号化し、利用できなくしておいて、**ファイルを元に戻すための「身代金」を要求する不正プログラム**です。

「身代金」を支払っても、ファイルが復元される保障は全くなく、ファイルを削除してから「身代金」を要求するケースもあります。

**決して要求された「身代金」を払わないようにし、ウイルス対策ソフトやパソコンの販売元等のサポートサービスに相談してください。**

また、最近では、パソコンだけでなく、スマートフォンを狙ったものもあります。

**スマートフォン(Android)版のランサムウェアは、削除できるものもありますので、ランサムウェアに感染した場合は、すぐに携帯電話会社やスマートフォン販売元のサポートサービス等に相談してください。**

### 被害にあわないために…

ランサムウェアの**主な感染経路は、メールに添付されたファイルや、Webサイト**からとなっています。

**不審なメールは開かないようにし、信頼できるファイルだけ開くようにするとともに、添付ファイルの読み込みは手動でするように設定**しましょう。

Webサイトでは、信頼のできるサイトであっても、表示される広告等から感染することがあるので、**不要な広告サイトにはアクセスしないように**しましょう。

被害を防ぐため、**常にOSやウイルス対策ソフト等を最新の状態に保つ**とともに、被害にあってしまった場合に備えて、こまめにバックアップを取っておきましょう。

## 個人情報管理の徹底を

住所や電話番号などの個人情報を、悪意のある者に知られると、嫌がらせや詐欺などの被害にあう可能性があります。

ホームページやメールなどで、**むやみに個人情報を公開したり送ったりしないように**しましょう。

また、SNSやゲームなどを通じて個人情報を教え、後にトラブルになったり嫌がらせを受けられるケースもありますので、信頼のできる相手以外には教えないようにするとともに、**お子様のいる家庭では、インターネット利用時のルールを決め、フィルタリング機能を使うこと**で、トラブルを防ぎましょう。

- 警察相談専用電話 「#9110」(平日の午前9時～午後5時まで)
- 桑名警察署 「0594-24-0110」

### 町内12月の交通事故 ( )…平成31年累計

●件数/8件(132件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/0人(17人)

# 2月カレンダー

主な行事	場所	時間	備考
4 ㊦・もぐもぐ教室	保健センター	午前10時～午前11時30分頃	
6 ㊦・ ・大人カウンセリング ・1歳半健診・3歳児健診 ・集団フッ素塗布	保健センター 保健センター 保健センター	午後1時15分～午後2時30分 午後1時30分～午後2時30分	要予約 ☎68-6119
10 ㊦・音楽療法（子育てサロン）	福祉・教育センター集会室	午前10時30分～午前11時30分	
13 ㊦・すくすくひろば	保健センター	午前10時～午前11時30分	
18 ㊦・ ・のびのび指導室 ・母乳相談	保健センター 保健センター	午前9時30分～午前10時30分 午前10時～午前11時	
20 ㊦・北勢地域若者サポートステーション 出張相談 in 木曾岬	福祉・教育センター	午前9時30分～午前11時30分	要予約 ☎059-359-7280
21 ㊦・育児相談	保健センター	午後1時30分～午後3時	
23 ㊦・日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務
25 ㊦・ ・人権・法律相談 ・オレンジカフェ	福祉・教育センター 福祉・教育センター会議室	午前9時～午前11時30分 午後1時30分～午後3時	法律相談要予約 ☎68-2760
26 ㊦・ブックスタート	図書館	午後2時30分～午後3時30分	
27 ㊦・カウンセリング	保健センター		要予約 ☎68-6119

納付を  
お忘れなく!

## 2月の納付

- 固定資産税(3/2納期限) …………… 第4期分
- 国民健康保険料(3/2納期限) …………… 第8期分
- 後期高齢者医療保険料(3/2納期限) …… 第8期分
- 水道料金・下水道使用料(3/2納期限) …… A地区
- こども園保育料(2/27納期限) …………… 2月分
- 学校給食費(2/17納期限) …………… 2月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

## 中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については  
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話 / 0569-38-7860(直通) (午前9時～午後6時)
- FAX / 0569-38-7859
- ※ 時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30 / 土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
建設課	68-6106
危機管理課	68-6101
会計課	68-6107
税務課	68-6102
議会事務局	68-6108
住民課	68-6103
教育委員会	68-1617
福祉健康課	68-6104
保健センター	68-6119
産業課	68-6105
町立図書館	40-9010



● 町のホームページ  
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

## 家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※ 収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2米	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 3日・6日・10日・13日・17日 20日・24日・27日	毎週火・金曜日 4日・7日・11日・14日・18日 21日・25日・28日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 5日・19日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 5日・12日・19日・26日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 12日	毎月第4水曜日 26日
資源ごみ	毎月第4日曜日 23日	

### 家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※ 生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※ プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

# 確定申告相談日

## 町・県民税(住民税)申告

▶ 期間 **2月17日** (月) - **3月16日** (月) 【土・日・祝日を除く】

▶ 受付時間 **午前9時～11時まで受付** ※役場正面玄関自動扉の開錠:午前8時  
**午後1時～4時まで受付** 必ず正面玄関からお入りください。  
 早朝からの順番待ちはご遠慮ください。

お願い

役場の開庁時刻は午前8時30分です。それまでは、セキュリティの関係でエレベーターまたは階段を利用した庁舎2階以上への入館はできません。1階ロビーでお待ちください。

ご不便をおかけしますが、庁舎の保安管理にご理解をお願いします。

▶ 受付会場 **木曾岬町役場 4階会議室**

(受付会場には正面玄関からエレベーターをご利用ください。)

会場への案内図は  
14ページ参照

▶ 申告相談日程 (指定日以外でも申告できます)

月日	曜日	相談対象地区	月日	曜日	相談対象地区
2月17日	月	新富田子・東富田子	3月2日	月	上見入・東見入・下見入
18日	火	藤里台・中栄	3日	火	中和泉・小林
19日	水	上和泉・下和泉・川先	4日	水	新加路戸・上加路戸・中加路戸
20日	木	富田子・かおるヶ丘	5日	木	大新田・外平喜・近江島
21日	金	小和泉・白鷺・源緑	6日	金	西対海地・田代・脇付
25日	火	下藤里・上藤里・松永	9日	月	雁ヶ地・福崎・豊崎
26日	水	南栄・辰高	3月10日～16日 火～月		指定日で都合が悪く申告書の提出が できなかった方は、この期間をご利用 ください。
27日	木	なぎさ台・第2栄			
28日	金	西白鷺川・栄			

- ※ 会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 上記期間中は資料が申告会場にあるため、役場2階の税務課窓口では申告相談の受付はできません。
- ※ 事業所得(営業等、農業)もしくは、不動産所得の申告をされる場合は、必ず事前に収支内訳書をご自分で作成のうえ、お越しください。申告相談時に収支内訳書の作成は行いませんので、作成されていない場合は受付できません。
- ※ 扶養控除については、世帯内で扶養の重複がないよう事前確認をお願いします。
- ※ 次の申告をする場合は、桑名市役所5階の確定申告会場へお願いします。(14ページ参照)  
 ○過年度分を申告する方 ○譲渡所得・分離課税所得のある方  
 ○住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 ○贈与税の申告をする方 ○消費税の申告をする方
- ※ 申告期間前の税務署での申告相談は電話などによる「事前予約」をされた方を対象に行っています。
- ※ 「申告書控」への受領印の押印は税務署でなければできません。

◆ 申告相談を受け付ける順番は、午前8時30分～午前8時45分までに役場4階受付会場前にみえた方を対象に抽選で決めます。

**抽選時間: 午前8時50分** **抽選場所: 庁舎4階受付会場**

抽選以後は、先着順となります。これは、庁舎内の警備上・防犯上の理由から行うものですので、ご了承ください。

◆ 役場正面玄関自動扉の開錠は午前8時です。必ず正面玄関から入っていただきますようお願いいたします。

エレベーターで4階会議室までお上がりください(エレベーターが利用できる時刻は午前8時30分からです)。

◆ 例年、上記申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただくことが予想されます。必ず時間に余裕を持ってお越しください。

申告についての詳細は9ページをご覧ください。